

## 特集 「あっせん利得処罰法」!! <平成13年3月1日に施行>

(正式名：公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律)

市民を巻き込む  
重大な犯罪になり  
ますので、ちゃんと  
理解しておきたい  
ですね。



もう少しわかりや  
すく説明します。

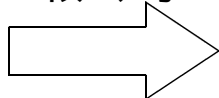
### あっせん利得処罰法の要旨

1. 議員若しくは長(首長)が、国や地方自治体による売買、賃借、請負などの契約か特定の者にする行政処分に関し、また国や地方自治体が資本金の2分の1以上を出資する法人による契約に関し、請託を受け、影響力を行使して、公務員または当該法人の役員や職員に職務上の行為をさせたり、させないように、あっせんした報酬として、財産上の利益(賄賂)を収受したときは、3年以下の懲役。  
国会議員の公設秘書(私設秘書を含まず)も同様に2年以下の懲役 収賄罪と異なり、職務権限の有無にかかわらず、資金提供を受けて口利きをすれば処罰の対象となる。あっせん収賄罪とも異なり、依頼内容が不正でなくても違反となる。
2. 財産上の利益を提供(供与)した者は、1年以下の懲役または250万円以下の罰金。
3. この法律の適用に当たっては、公職にある者の政治活動を不当に妨げることのないように留意しなければならない。

市民  
業者

依頼者

頼み事



金品  
飲食

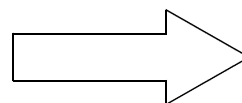


議員・市長

受け取ったり受け  
取る約束をしたら、

**犯罪**です。

影響力を行使



口利き  
あっせん

市職員

公務員

行政の仕事に関わる  
頼み事をするとき、そ  
のお礼としてお金や飲  
食を提供したり提供す  
ることを約束したら、

**犯罪**です。



この法律では職員の罪は問わ  
れません。ただし、職務上不正  
行為があった場合は、あっせん  
収賄罪など、より重い刑法によ  
って裁かれます。

(裏面：ゴミ処理問題)

# 「高萩市のゴミ処理問題」!!

(現状報告)

高萩市では平成14年10月からゴミの有料化が始まり、同12月からはダイオキシン規制法の改正により高萩市の焼却炉が使用停止。同時に分別も細くなり市民の皆さまのご理解ご協力には深く敬意を表します。

そもそもゴミ処理は行政の責任ですが、これまでの計画はことごとく断念してきました。そして現在は、家庭可燃ゴミは日立市に焼却をお願いし、事業系可燃ゴミと埋め立てゴミは市外の民間産廃業者に委託しています。今、日立市民感情は「なんで高萩のゴミを日立が処理しなきゃならないのか」と高騰してきており、高萩市のゴミ処理の早期確立を要請してきています。

当初、日立市との約束は1年でした。昨年追加で1年延長し、そして6月、市執行部は計画の行き詰まりをいかんともしがたく、議会の協力を要請してきました。それを受け議会内に「ゴミ処理対策特別委員会」を設置し、議論を重ね研究・調査をしてきました。

さらにこの9月に日立市に対してもう1年延ばしてもらえようお願いしたところではありますが、日立市からは条件が出されました。それは、「具体的なゴミ処理計画を示せ」ということと「議会のやる気を見せる」ということです。確かに言われるとおりであると思います。

先日は視察にも行ってきました。そこは生ゴミを堆肥化する施設で、建設費も安く、とてもいいように思えました。問題は生ゴミの分別・収集ができるかどうかにあると感じました。

公明党の考え方は、循環型社会を目指し、地球温暖化予防を推進し、自然エネルギーの活用で残り40年といわれている化石燃料(石油・石炭・ガス)資源の延命を目指しています。

その観点に立って考えれば、生ゴミも貴重な資源になります。そしてプラスチックゴミも資源になります。

例えばどんな資源になるか - 。生ゴミはバイオマスやコンポストによって電気エネルギーや堆肥になります。

プラスチックはプラスチック製品や衣類になります。

ちなみに、地球温暖化の原因は化石燃料を燃やしたときに出る二酸化炭素によるものとされていますので、石油製品であるプラスチックを燃やすのは極力避けなければなりません。もし仮にプラスチックを燃やすならば、補助燃料に使う重油などの代替燃料とする程度でしょう。

また、リサイクルは焼却よりもコスト(経費)がかかることになるかも知れませんが、リサイクルが定着すればコストは下がるはずで。

生ゴミは水分を多量に含んでいますので、焼却するのも大変です。燃え出しに時間がかかり、燃焼温度も下げるのでダイオキシンの発生を促す原因になっています。ダイオキシンの発生を防ぐためには補助燃料を追加燃焼させ燃焼温度を上げなければなりません。生ゴミの焼却は環境にとって悪循環になっているとも言えると思います。

よって、生ゴミを分別することは今のところ最善策であると思われます。場所と財政的な課題が大きなウェイトでもありますが、公私一丸となって考えていきたいと思っています。

皆様のご意見をお聞かせください。

## 11月3日 新潟中越地震被災者救援募金活動に参加

(日赤を通じて送金)



募金活動をする菊地と今川

市民相談・法律相談はお気軽にご連絡ください

発行・連絡先

今川敏宏

電話 24 - 3079

菊地正芳

電話 23 - 7876